

## 1. 調査目的

詳細環境調査は、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（昭和 48 年法律第 117 号）（以下「化審法」という。）の優先評価化学物質のリスク評価等を行うため、一般環境中における全国的なばく露評価について検討するための資料とすることを目的としている。

## 2. 調査対象物質

平成 24 年度の詳細環境調査においては、14 物質（群）を調査対象物質とした。調査対象物質と調査媒体との組合せは次のとおりである。

物質調査番号	調査対象物質	化審法指定区分		化管法指定区分		調査媒体			
		改正前	改正後	改正前	改正後	水質	底質	生物	大気
[1]	アクリル酸 <i>n</i> -ブチル	第三種監視	優先評価		第一種 7	○			
[2]	アクリル酸メチル	第二種監視	優先評価	第一種 6	第一種 8	○			
[3]	アクリロニトリル	第二種監視	優先評価	第一種 7	第一種 9	○			
[4]	エチルベンゼン	第二種監視	優先評価	第一種 40	第一種 53	○			
[5]	1,2-エポキシプロパン (別名：酸化プロピレン)	第二種監視	優先評価	第一種 56	第一種 68	○			
[6]	酢酸ビニル	第二種監視	優先評価	第一種 102	第一種 134	○			
[7]	ジメチルアミン	第二種監視	優先評価		第一種 218	○			○
[8]	スチレン	第二種監視	優先評価	第一種 177	第一種 240	○			○
[9]	4-(1,1,3,3-テトラメチルブチル)フェノール	第二種監視 第三種監視		第二種 59	第一種 74	○			
[10]	トリメチルアミン	第二種監視				○			○
[11]	フェニレンジアミン類				第一種 348				
	[11-1] <i>o</i> -フェニレンジアミン	第二種監視 第三種監視	優先評価	第一種 262		○			
	[11-2] <i>m</i> -フェニレンジアミン	第二種監視 第三種監視	優先評価	第一種 264		○			
	[11-3] <i>p</i> -フェニレンジアミン			第一種 263		○			
[12]	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	第二種監視	優先評価	第一種 272	第一種 355	○	○	○	
[13]	フタル酸 <i>n</i> -ブチルベンジル			第一種 273	第一種 356	○	○	○	
[14]	メタクリル酸	第二種監視	優先評価	第一種 314	第一種 415	○			

(注 1) 「化管法」とは「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 86 号）をいう。以下同じ。

(注 2) 「化審法指定区分」における「改正前」とは平成 21 年 5 月 20 日の法律改正（平成 23 年 4 月 1 日施行）前の指定を、「改正後」とは同改正後の指定をそれぞれ意味する。

(注 3) 「化管法指定区分」における「改正前」とは平成 20 年 11 月 21 日の政令改正前の指定を、「改正後」とは同改正後の指定をそれぞれ意味する。